選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　　　選挙

候補者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者 | 氏名又は名称並びに  法人の場合は代表者の氏名 | |  | | | | |
| 住所 | |  | | | | |
| 燃料供給年月日 | | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | |  | | ｌ | 円 |  |
| 年　　月　　日 | |  | | ｌ | 円 |  |
| 年　　月　　日 | |  | | ｌ | 円 |  |
| 年　　月　　日 | |  | | ｌ | 円 |  |
| 年　　月　　日 | |  | | ｌ | 円 |  |

備考　裏面を参照のこと

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号の内自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載すること。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

４　燃料供給業者が川越町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。

　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、川越町に支払を請求することができない。

　６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額まで。

　７　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。